

## 1 1 愛知県高等学校等奨学給付金支給要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、愛知県が授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に基づき支給する高等学校等奨学給付金(以下、「給付金」という)について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

- 第2 この要綱において、「法」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)をいう。
- 2 この要綱において「高等学校等」とは、法第2条に定める学校(特別支援学校の高等部を除く)、高等学校の専攻科及び中等教育学校の後期課程の専攻科をいう。
- 3 この要綱において「国公立高等学校等」とは、国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する高等学校等をいう。
- 4 この要綱において「私立高等学校等」とは、国公立高等学校等以外の高等学校等をいう。
- 5 この要綱において「県立高等学校等」とは、愛知県が設置する高等学校等をいう。
- 6 この要綱において「就学支援金」とは、法第3条第1項に定める高等学校等就学支援金をいう。
- 7 この要綱において「学び直し支援金」とは、都道府県が高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に基づき実施する支援事業をいう。
- 8 この要綱において、「専攻科支援金」とは、都道府県等が、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に基づき実施する支援事業をいう。
- 9 この要綱において「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に定めるもの及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)第3条第1項第4号に定めるものをいう。
- 10 この要綱において「基準日」とは、申請年度の7月1日をいう。

### (支給対象経費及び支給対象者)

- 第3 給付金は、授業料以外の教育に必要な経費として、基準日において次の全ての要件を満たす者(以下、「対象生徒」という。)の保護者等に対し、支給する。
- (1) 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者又は専攻科支援金の支給を受ける資格を有する者であること。ただし、特別支援学校の高等部又は専攻科に在学するときは、支給しない。
- (2) 保護者等が県内に住所を有する者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する世帯の者であること。

ア 基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生

業扶助が行われている世帯に属していること（以下、「生活保護世帯」という。）。

イ アに該当する場合を除き、基準日における保護者等（保護者等が2人以上いるときは、その全員）が県民税所得割及び市町村民税所得割（給付金を申請する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税及び市町村民税の同法第23条第1項第2号及び第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第50条の2及び第328条の規定によって課する所得割を除く。））を課されない者であること（以下、「非課税世帯」という。）。

- (4) 本人又は保護者等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない者であること。ただし、母子生活支援施設に入所する者はこの限りではない。
  - (5) 本人又は保護者等がこの給付金とその目的を同じくする給付金で他の都道府県が行うものその他知事が定める資金の給付又は貸与を受けていない者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、基準日において対象生徒が休学している場合、又は対象生徒が学年による教育課程の区分を設けない定時制若しくは通信制の課程に在学しており長期にわたり学習を中断している場合は、その事実が継続する期間、支給しない。

（給付金の額）

第4 給付金の額は、対象生徒1人につき、第3第1項第3号に定める世帯の区分及び当該生徒が基準日において在学する高等学校等の課程（その者が基準日において同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、就学支援金の支給を受けるために選択した一の高等学校等の課程）により別表第1に定める額を支給する。

2 当該生徒（通信制課程及び専攻科に在学する場合を除く）の世帯が非課税世帯に該当する場合で、基準日において、保護者等が、対象生徒以外に次のいずれかに該当する者を扶養している場合、前項に定める額に別表第2に定める額を加算して支給する。

- (1) 高等学校等に在学する者で、この項に定める加算額を申請していない者
- (2) 高等学校等に在学していない者で、当該生徒の兄弟姉妹であり、基準日における年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者

3 第3中「基準日」とあるのを「申請年度の4月1日」に読み替えた場合に要件を満たす高校生等の新入生に対しては、対象生徒1人につき、第3第1項3号に定める世帯の区分及び当該生徒が申請年度の4月1日において在学する高等学校等の課程（その者が申請年度の4月1日において同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、就学支援金の支給を受けるために選択した一の高等学校等の課程）により別表第1及び別表第2（第4第2項に該当する場合）に定める額に四分の一を乗じた額を支給することができる。

4 前項の規定により支給を受けた者の給付金の額は、第1項に定める額から前項の規定により支給した額を差し引いた金額を支給する。この場合において、前項の規定により支給した額が、基準日の状況に応じて算出した給付額を上回るときは、前項の規定により支給した額を給付金の額とする。

（支給の回数）

第5 給付金の支給回数は、対象生徒1人につき、年1回とする。

2 対象生徒1人あたりの支給回数は、通算3回（対象生徒が定時制課程又は通信制課程に在学する場合は4回、専攻科に在学する場合は2回（専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回））を超えることはできない。ただし、対象生徒が学び直し支援金の支給を受け

る者である場合は、この限りではない。

(申請書の提出)

第6 給付金の支給を受けようとする保護者等(保護者等が2名以上いる場合は、対象生徒と生計を同じくする保護者等のうちの1名。以下、「申請者」という。)は、高等学校等奨学給付金支給申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 保護者等の所得を証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 私立高等学校等に対象生徒が在籍する保護者等については、保護者等の個人番号を提供することで前項第1号の書類(非課税世帯であることを証明する書類に限る。)の提出を省略することができる。
- 3 対象生徒の世帯が生活保護世帯に該当する場合は、第1項第1号の書類に代えて生業扶助が行われていることを証する書類を提出しなければならない。
- 4 第4第2項の規定による給付金の加算支給を受けようとするときは、第1項の書類に加え次の書類を提出しなければならない。
  - (1) 高等学校等奨学給付金加算支給申請書(様式第2。ただし、対象生徒が私立高等学校等以外に在学する場合は様式第2の2により行うものとする。)
  - (2) 保護者等の扶養親族を証する書類
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 5 前4項の書類の提出期間については、毎年度知事が定める。

(給付金の支給)

第7 知事は、第6の申請書等を審査し、第3に掲げられた条件を満たすと決定した場合には、予算の範囲内において第4に定められた支給額を当該申請者に支給する。

(給付金の返還等)

第8 知事は、第3に掲げる要件と相違する申請事実により支給の決定を受けていた者があるときは、既に受領した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、支給の決定を受けた者が正当な理由なく給付金を受領しないときは、その決定を取り消すことができる。

(家計急変による支給対象者に係る特例)

第9 第3第1項第3号の規定にかかわらず、給付金の支給を受けようとする保護者等が愛知県内に住所を有し、失職、倒産その他特別な事情により家計が急変した者であって、保護者等全員の収入基準が県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である者に相当すると認められる場合は、非課税世帯とみなす。

- 2 前項の規定により給付金の支給を受けようとする場合は、高等学校等奨学給付金支給申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
  - (1) 家計急変の発生事由を証明する書類
  - (2) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
  - (3) 扶養親族の人数・年齢を確認するための書類
  - (4) その他知事が必要と認める書類

- 3 私立高等学校等に対象生徒が在籍する保護者等については、保護者等の個人番号を提供することで前項第2号の書類（家計急変前の収入を証明する書類に限る。）の提出を省略することができる。
- 4 第1項の規定により給付金の支給を受けようとする者の給付金の額は、第4第1項の規定にかかわらず、次に定める額とする。
  - (1) 家計急変の事由が申請年度の7月以前に発生した者  
別表第1に定める額（第4第2項に該当する者である場合は別表第2に定める額を加算した額）
  - (2) 家計急変の事由が申請年度の7月以降に発生した者  
別表第1に定める額（第4第2項に該当する者である場合は別表第2に定める額を加算した額）に、家計急変のあった月の翌月以降の月数に応じて算定した額
- 5 第6第4項から第8までの規定は、第9の特例について準用する。この場合において、第6第4項中「第1項」とあるのは「第9第2項」と、第7及び第8第1項中「第3」とあるのは「第9第1項」と、第7中「第4」とあるのは「第9第4項」と、「第6」とあるのは「第9第2項」と読み替えるものとする。

（県立高等学校等に係る特例）

- 第10 対象生徒が基準日において県立高等学校等に在学する場合における第6から第8までの規定の適用については、第6第1項「知事」とあるのは「基準日において在学する高等学校等の校長に」と、第6から第8中「知事」とあるのは「校長」とする。
- 2 第6第1項に定める高等学校等奨学給付金支給申請書は、様式第1の2によるものとする。
  - 3 第6第4項に定める高等学校等奨学給付金加算支給申請書は、様式第2の3によるものとする。
  - 4 第6第5項の規定にかかわらず、申請書類の提出期間については、校長が定める。

（その他）

- 第11 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年又は1年次へ入学（中等教育学校の第4学年への進級を含む）する者について適用する。ただし、平成26年4月1日前から引き続き高等学校等に在学する者を除く。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。ただし、第6第2項及び第9第3項の規定は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

別表第1（第4第1項）

世帯区分	在学する高等学校等の課程		支給額
一 生活保護世帯	国公立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 32,300 円
		通信制課程	
	私立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 52,600 円
		通信制課程	
二 非課税世帯	国公立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 117,100 円
		通信制課程	年額 50,500 円
		専攻科	
	私立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 137,600 円
		通信制課程	年額 52,100 円
		専攻科	

別表第2（第4第2項）

在学する高等学校等の課程		支給額
国公立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 26,600 円
私立高等学校等	通信制・専攻科以外の課程	年額 14,400 円